

一、場合ハ日結ノ五割以上ヲ増スコト  
 一、工場ハ一カ所ヲ職工公場ノ結果出對ニ堪ハカ  
 ル場合ハ常備結ヲ支結ナレ度ヲコト  
 一、定期昇給ハ七月中旬ト十二月下旬ト二回ニ  
 行テ確定ニ実行セラレ度ヲコト  
 一、解雇ノ場合規定ノ二週間分ノ外勤続手當ト  
 一、六ヶ月未満常備結ノ一ヶ月分一年未満  
 一、六ヶ月分一年以上六ヶ月ヲ増ス毎一年一ヶ月  
 分ヲ増スコト  
 一、要求条件ヲ提出シ若シ該要求拒絶ナルハ、  
 一、於テハ一同退職スルコトニ決シ急業状態ニ移  
 一、全二十日午後一時ヨリ全盟罷業ヲ断行シ

職工側ハ瀨下島内山田和吉中野末吉、三名ヲ  
 代表トシテ工場側代理川野邊勇七進ト會見折  
 衝シタルモ拒絶セラレ再度工場主ト交渉シタ  
 ルモ是又拒絶カレタリ依テ職工等ハ豫定ノ通  
 リ右自退職スルコトニ決シ工場主ニ退職ヲ申  
 出タルヨリ工場主ハ勤続日數ニ依リ日給ノ十  
 五日乃至二十日分ヲ支給解雇シ茲ニ落着シタ  
 リ

三、株式会社三越呉服店加工部  
 (麹町區錢瓶所所在) (発起七月二十二日)

本加工部職工百二十名ハ昨年十二月全洋服技  
 工部職工會議解決条件中退職手當ニ關スル規  
 程制定ノコトアリ會社ニ於テハ昨年四月下旬